



# 鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)  
号外第47号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	雇用機会創出のための現業職員の給与の特例に関する規則（9）（職員課） ..... 7
	鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則 （10）（同和対策課） ..... 8
	鳥取県立人権ひろば21管理規則（11）（"） ..... 8
	鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理 に関する規則（12）（医務薬事課） ..... 9
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（13）（県民生活課） .....10
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（14）（労働雇用課） .....27
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を地方労働委員 会に委任する規則（15）（"） .....29
	漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（16）（漁港課） ...30
	鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の施行期日を定める規則 （17）（教育委員会事務局総務福利課） .....30

——公布された規則のあらまし——

雇用機会創出のための現業職員の給与の特例に関する規則

1 目的（第1条関係）

この規則は、現下の著しく停滞した経済活動の影響により極めて悪化した県内の民間雇用情勢を回復することが県民生活及び県内の経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であること並びに現下の厳しい県の財政状況等を踏まえ、県内における雇用機会の創出を図るための施策の財源に充てるため、現業職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講ずることを目的とすることとした。

2 給料月額の特例（第2条関係）

平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員（以下「職員」という。）の給料月額を100分の5（特定の級号給以下の職員（以下「特定職員」という。）にあっては、100分の4）減ずることとした。

3 給料の調整額等の特例（第3条、第4条関係）

特例期間における職員の給料の調整額、調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を100分の5（特定職員にあっては、100分の4）減ずることとした。

4 施行期日

この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

## 1 目的 (第1条関係)

この規則は、鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば21 (以下「人権ひろば21」という。) の管理に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

## 2 利用時間 (第2条関係)

(1) 人権ひろば21の利用時間は、午前9時から午後5時までとすること。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

(2) 知事は、(1)により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を人権ひろば21の施設内に掲示する等して周知しなければならないこととした。

## 3 休館日 (第3条関係)

(1) 人権ひろば21の休館日は、次のとおりとすることとした。

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、(1)にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

(3) 2の(2)は、(2)により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合についても同様とすることとした。

## 4 施設設備の滅失等の届出 (第4条関係)

人権ひろば21を利用する者は、人権ひろば21の施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

## 5 雑則 (第5条関係)

この規則に定めるもののほか、人権ひろば21の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

## 6 施行期日

この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

## 1 次に掲げる規則について、「看護婦等養成施設」とあるのを「看護師等養成施設」に改める等所要の改正を行うこととした。

(1) 鳥取県行政組織規則

(2) 鳥取県立鳥取看護専門学校学則

(3) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則

(4) 鳥取県収入証紙規則

(5) 鳥取県事務処理権限規則

## 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

## 1 趣旨 (第1条関係)

この規則は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めることとした。

## 2 特定動物 (第2条関係)

人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物 (以下「特定動物」という。) の種類を定めることとした。

## 3 特定動物を飼育している旨の標識 (第3条関係)

特定動物を飼育している旨の標識の様式を定めることとした。

## 4 犬の係留等の義務の特例 (第4条関係)

犬の係留等の義務は、次のいずれかに該当する場合に解除されることとした。

ア 曲芸その他これに類する興行のため飼い犬を使用する場合

イ 展覧会、競技会その他これらに類する催しのため飼い犬を使用する場合

5 飼い犬を飼育している旨の標識（第5条関係）

飼い犬を飼育している旨の標識の様式を定めることとした。

6 特定動物の区分（第6条関係）

特定動物の区分を定めることとした。

7 特定動物の飼育許可の申請（第7条関係）

(1) 特定動物飼育許可申請書の様式を定めることとした。

(2) 特定動物飼育許可申請書に記載する事項は、条例で定めるもののほか、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 飼育しようとする特定動物の性別及び年齢

イ 飼育開始予定年月日

ウ 飼育の作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）の生年月日

エ 捕獲用器材の種類及び数

オ 災害発生時において特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するためにとるべき措置

(3) 特定動物飼育許可申請書に添付する書類は、条例で定めるもののほか、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 飼育施設（条例に規定する飼育施設をいう。以下同じ。）の構造詳細図、配置図及び付近の見取図

イ 申請者及び作業従事者の住民票の写し（申請者が法人の場合は、当該法人の登記簿の謄本）

ウ 毒とかげ類又はへび類（ボア科を除く。）の特定動物を飼育する場合は、当該動物の有する毒に対し効力を有する血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類

8 特定動物の飼育施設の基準（第8条関係）

特定動物の飼育許可の要件として、条例で定めるもののほか、飼育施設の基準を定めることとした。

9 特定動物の飼育許可の変更（第9条関係）

(1) 特定動物の飼育の変更許可を必要としない軽微な変更は、飼育施設の構造、規模及び数の変更のうち、丸鋼又は金網の部分的な取換え、戸の付替え等飼育施設の同一性が失われない程度の変更とすることとした。

(2) 特定動物飼育変更許可申請書の様式を定めることとした。

(3) 特定動物飼育変更許可申請書に記載する事項は、条例で定めるもののほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める事項とすることとした。

ア 特定動物の種類及び数を変更する場合 当該変更に係る特定動物の飼育開始予定年月日

イ 飼育施設の所在地並びに飼育施設の構造、規模及び数を変更する場合 当該変更に係る飼育施設の使用開始予定年月日

ウ 作業従事者の氏名及び住所を変更する場合 作業従事者の変更予定年月日

(4) 特定動物飼育変更許可申請書に添付する書類は、条例で定めるもののほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める事項とすることとした。

ア 飼育施設の所在地を変更する場合 変更後の飼育施設の配置図及び付近の見取図

イ 飼育施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼育施設を増設する場合 変更又は増設後の飼育施設の構造詳細図及び配置図

ウ 作業従事者を変更する場合 変更後の作業従事者の住民票の写し

(5) 特定動物の飼育の変更許可を必要としない飼育施設の構造、規模及び数の軽微な変更の届出は、特定動物飼育許可事項変更事前届を提出してしなければならないこととした。

- (6) 特定動物の飼育の変更許可を必要としない氏名及び住所、飼育の目的等軽微な変更の届出は、特定動物飼育許可事項変更届を提出してしなければならないこととした。
- 10 特定動物の施設外飼育の禁止の特例 (第10条関係)
- (1) 特定動物の施設外飼育の禁止は、次のいずれかに該当する場合に解除され、あらかじめ特定動物施設外飼育届を知事に提出することとした。
- ア 特定動物を輸送する場合
- イ 特定動物を曲芸、展示、競技その他これらに類する興行又は催しに使用する場合
- ウ その他特別の事情により、特定動物を当該許可に係る施設の外で飼育する場合
- 11 廃止届 (第11条関係)
- 特定動物の飼育を廃止したときの届出は、特定動物飼育廃止届を提出してしなければならないこととした。
- 12 立入りをする職員の身分を示す証明書 (第12条関係)
- 野犬等 (条例に規定する野犬等をいう。以下同じ。) の収容のため飼い主の土地等に立入りができる職員の身分を示す証明書の様式を定めることとした。
- 13 公示の方法 (第13条関係)
- (1) 知事が飼い主が判明しない動物等を収容したときに行う公示は、次に掲げる事項を当該動物等の収容等を行った場所を管轄する保健所の掲示板に掲示することにより行うこととした。
- ア 収容した野犬等の性別、毛色、体格その他の特徴
- イ 引取りの期限及び場所
- (2) (1)の公示の方法は、知事が動物の愛護及び管理に関する法律 (以下「法」という。) の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法の規定により犬、ねこ等又は犬、ねこ等の死体を収容した場合についても同様とすることとした。
- 14 犬、ねこ等の返還 (第14条関係)
- 犬、ねこ等の返還を受けようとする者は、犬、ねこ等返還申請書を知事に提出しなければならないこととした。
- 15 犬、ねこ等の譲渡 (第15条関係)
- 犬、ねこ等の譲渡の申出は、犬、ねこ等譲受申出書を提出してしなければならないこととした。
- 16 野犬等の薬殺処分の方法 (第16条関係)
- (1) 野犬等の薬殺処分は、薬物入りのえさに薬物入りである旨を表示した紙片を添え、時間を限って、これを道路、空地、広場等に置くことにより行うこととした。
- (2) 知事は、その職員に(1)の薬物入りのえさの置かれた場所を巡視させ、かつ、野犬等の薬殺処分を行うこととした時間が経過する前に当該薬物入りのえさを回収させなければならないこととした。
- 17 野犬等の薬殺処分をする旨の周知の方法 (第17条関係)
- (1) 野犬等を薬殺処分する旨の周知は、薬殺処分を実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りのえさの形状等について、次に掲げる措置をとることにより行うこととした。
- ア 野犬等の薬殺処分を実施する区域内及びその付近に居住する狂犬病予防法の規定による登録を行っている犬の所有者に対し、その旨を文書で通知すること。
- イ 野犬等の薬殺処分を実施する区域内及びその付近において、公衆の見やすい場所にその旨を掲示すること。
- ウ 放送その他の方法によって広報すること。
- (2) (1)アによる通知は野犬等の薬殺処分の開始の日の3日前までに、(1)イの掲示は当該薬殺処分の開始の日の3日前からその終了の日まで、(1)ウの広報は当該薬殺処分の開始の日の3日前から開始の日までの間の適当な日に行わなければならないこととした。
- 18 事故発生時の届出 (第18条関係)

特定動物又は犬が人の生命又は身体を侵害したときの届出は、特定動物の飼い主にとっては特定動物事故届を、犬の飼い主にとっては飼い犬事故届を提出してしなければならないこととした。

19 立入調査を行う職員の身分を示す証明書（第19条関係）

飼い主から必要な報告を求め又は飼育施設等の立入調査ができる職員の身分を示す証明書の様式を定めることとした。

20 犬、ねこ等の返還費用等の額（第20条関係）

犬、ねこ等の返還を受けようとする者は、次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額を負担しなければならないこととした。

ア 保管に要した費用 1頭、1匹又は1羽1日につき300円

イ 返還に要する費用 1頭、1匹又は1羽につき3,000円

21 特定動物の飼育許可等の通知（第21条関係）

知事は、特定動物の飼育の許可をしたとき、特定動物の飼育の廃止の届出を受理したとき及び特定動物の施設外飼育の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知することとした。

22 施行期日等

(1) この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県飼い犬管理条例施行規則は廃止することとした。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。

2 あっせんの申請（第2条関係）

条例の規定によりあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならないこととした。この場合において、条例に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならないこととした。

ア 申請年月日

イ 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

ウ 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

エ 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類

オ あっせんを求める事項及びその理由

カ 紛争の経過及び紛争当事者の主張

キ 条例によりあっせんを行わないこととされる場合のいずれにも該当しない旨

3 あっせん員候補者名簿（第3条関係）

(1) 知事は、個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下(1)において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供することとした。

ア あっせん員候補者の氏名、生年月日、職業、住所及び連絡先

イ あっせん員候補者の経歴

ウ あっせん員候補者を委嘱した年月日

(2) 知事は、(1)の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更することとした。

4 あっせんの開始等（第4条関係）

(1) 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、個別労働関係紛争あっせ

ん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知することとした。

(2) 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例に規定する事件をいう。以下同じ。）の事実の調査を職員に行わせることができることとした。

(3) 知事は、条例の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知することとした。

#### 5 あっせんの期日等（第5条関係）

(1) あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知することとした。

(2) (1)によりあっせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができることとした。

(3) 紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あっせん員に提出し、許可を受けなければならないこととした。

#### 6 あっせん案の受諾（第6条関係）

あっせん員は、紛争当事者の双方があっせん案を受諾したときは、当該あっせん案に署名又は記名押印をすることとした。この場合において、紛争当事者も当該あっせん案に署名又は記名押印をすることとした。

#### 7 あっせんの打ち切り（第7条関係）

(1) あっせん員は、次のいずれかに該当するときは、条例の規定に基づき、あっせんに打ち切ることができることとした。

ア 4(1)の通知を受けた被申請者が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。

イ 条例の規定に基づき提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。

ウ 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。

エ アからウまでのほか、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。

(2) あっせん員は、条例の規定によりあっせんに打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知することとした。

#### 8 あっせんの取下げ等（第8条関係）

(1) 申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができることとした。

(2) 知事は、(1)の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知することとした。

(3) (1)の取下げがあったときは、あっせんは、取り下げられた事項について終了することとした。

#### 9 知事への報告（第9条関係）

あっせん員は、あっせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあっせんに打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならないこととした。

#### 10 あっせん手続の非公開（第10条関係）

あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないこととした。

#### 11 その他（第11条関係）

この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

#### 12 施行期日

この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

1 次に掲げる規則について、「漁港法」とあるのを「漁港漁場整備法」に改める等所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 鳥取県景観形成条例施行規則
  - (2) 鳥取県自然公園条例施行規則
  - (3) 鳥取県自然環境保全条例施行規則
  - (4) 鳥取県漁港法施行細則
- 2 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

## 規 則

雇用機会創出のための現業職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第9号

雇用機会創出のための現業職員の給与の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、現下の著しく停滞した経済活動の影響により極めて悪化した県内の民間雇用情勢を回復することが県民生活及び県内の経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であること並びに現下の厳しい県の財政状況等を踏まえ、県内における雇用機会の創出を図るための施策の財源に充てるため、現業職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講ずることを目的とする。

(給料月額の特例)

第2条 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条の2第4項及び第5項並びに現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の5（現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)の適用を受ける職員であってその職務の級が1級であるものうちその号給が14号給以下であるもの及び同項第2号に掲げる現業職給料表(2)の適用を受ける職員であってその給料月額の区分が第1類であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、100分の4）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 手当の額

(2) 現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(給料の調整額の特例)

第3条 特例期間における職員の給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の5（特定職員にあっては、100分の4）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定により定められた額とする。

(調整手当等の額の特例)

第4条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、現業給与規則第4条の規定にかかわらず、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条第1項第1号に掲げる者（特定職員にあつては、同項第3号に掲げる者）の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第10号

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第47号）の施行期日は、平成14年4月1日とする。

鳥取県立人権ひろば21管理規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第11号

鳥取県立人権ひろば21管理規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第47号）の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば21（以下「人権ひろば21」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第2条 人権ひろば21の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を人権ひろば21の施設内に掲示する等して周知しなければならない。

(休館日)

第3条 人権ひろば21の休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(施設設備の減失等の届出)



第4条 人権ひろば21を利用する者は、人権ひろば21の施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、人権ひろば21の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第12号**

鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取県行政組織規則等の一部改正)

第1条 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規 則 名	条 項	改 正 前	改 正 後
鳥取県行政組織規則 (昭和39年鳥取県規則第13号)	目次	看護婦等養成施設	看護師等養成施設
	第9条医務薬事課の項第6号	看護婦等養成施設	看護師等養成施設
	第17款の款名	第17款 看護婦等養成施設	第17款 看護師等養成施設
	第71条の7	鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例 (平成7年3月鳥取県条例第4号)	鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例 (平成7年鳥取県条例第4号)
		看護婦等養成施設の名称	看護師等養成施設の名称
鳥取県立鳥取看護専門学校学則 (昭和52年鳥取県規則第13号)	第12条第1項	鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例 (平成7年3月鳥取県条例第4号)	鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例 (平成7年鳥取県条例第4号)
鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則 (昭和52年鳥取県規則第14号)	第12条第1項	鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例 (平成7年3月鳥取県条例第4号)	鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例 (平成7年鳥取県条例第4号)
鳥取県収入証紙規則 (昭和39年鳥取県規則第17号)	別表第1の1の項第4号	鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例	鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則 (平成8年鳥取県規則第32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後										改正前															
別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 個別事項に係る事務処理権限										別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 個別事項に係る事務処理権限															
所 属 名	事 項  種 類 内 容		事務処理権限の区分						地方機関の 長又は総合 事務所の局 長の名称	所 属 名	事 項  種 類 内 容		事務処理権限の区分						地方機関の 長又は総合 事務所の局 長の名称						
			専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者		知事	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長					部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者		知事	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	
			部長	課長	部長	課長										部長	課長	部長							課長
略										略															
一五 略										一五 略															
十六 鳥取県 立看護師等 養成施設の 設置及び管 理に関する 条例（平成 7年鳥取県 条例第4号） に基づく知 事の権限に 属する事務										十六 鳥取県 立看護師等 養成施設の 設置及び管 理に関する 条例（平成 7年鳥取県 条例第4号） に基づく知 事の権限に 属する事務															
略										略															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第13号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定動物)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める動物（以下「特定動物」という。）は、別表第1の特定動物の欄に掲げる種（亜種を含む。）とする。

(特定動物を飼育している旨の標識)

第3条 条例第8条第3号の掲示は、様式第1号による標識を掲示してしなければならない。

(犬の係留等の義務の特例)

第4条 条例第9条第1号ウの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 曲芸その他これに類する興行のため飼い犬を使用する場合
- (2) 展覧会、競技会その他これらに類する催しのため飼い犬を使用する場合

(飼い犬を飼育している旨の標識)

第5条 条例第9条第6号の掲示は、様式第2号による標識を掲示してしなければならない。

(特定動物の区分)

第6条 条例第11条第1項の規則で定める動物の区分は、別表第1の特定動物の区分の欄に掲げる区分とする。

(特定動物の飼育許可の申請)

第7条 条例第11条第2項の規定による許可の申請は、様式第3号による申請書を提出してしなければならない。

2 条例第11条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼育しようとする特定動物の性別及び年齢
- (2) 飼育開始予定年月日
- (3) 飼育の作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）の生年月日
- (4) 捕獲用器材の種類及び数
- (5) 災害発生時において特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するためにとるべき措置

第3条 条例第11条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼育施設（条例第2条第4号に規定する飼育施設をいう。以下同じ。）の構造詳細図、配置図及び付近の見取図
- (2) 申請者及び作業従事者の住民票の写し（申請者が法人の場合は、当該法人の登記簿の謄本）
- (3) 別表第1の15の項又は17の項（同項(21)を除く。）に掲げる動物を飼育する場合は、当該動物の有する毒に対し効力を有する血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類  
(特定動物の飼育施設の基準)

第8条 条例第12条第1項第1号ウの規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(特定動物の飼育許可の変更)

第9条 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第11条第2項第5号に掲げる事項の変更のうち、丸鋼又は金網の部分的な取換え、戸の付替え等飼育施設の同一性が失われない程度の変更とする。

2 条例第13条第2項の規定による変更の申請は、様式第4号による申請書を提出してしなければならない。

3 条例第13条第2項第4号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 条例第11条第2項第3号に掲げる事項を変更する場合 当該変更に係る特定動物の飼育開始予定年月日
- (2) 条例第11条第2項第4号又は第5号に掲げる事項を変更する場合 当該変更に係る飼育施設の使用開始予定年月日
- (3) 条例第11条第2項第6号に掲げる事項を変更する場合 作業従事者の変更予定年月日

4 条例第13条第3項第3号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 条例第11条第2項第4号に掲げる事項を変更する場合 変更後の飼育施設の配置図及び付近の見取図
- (2) 飼育施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼育施設を増設する場合 変更又は増設後の飼育施設の構造詳細図及び配置図
- (3) 作業従事者を変更する場合 変更後の作業従事者の住民票の写し

5 条例第13条第5項の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出してしなければならない。

6 条例第13条第6項の規定による変更の届出は、様式第6号による変更届を提出してしなければならない。

(特定動物の施設外飼育の禁止の特例)

第10条 条例第14条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、あらかじめ様式第7号による施設外飼育届を知事に提出したときとする。

- (1) 特定動物を輸送する場合
- (2) 特定動物を曲芸、展示、競技その他これらに類する興行又は催しに使用する場合
- (3) その他特別の事情により特定動物を条例第13条第1項に規定する飼育許可（以下「飼育許可」という。）に係る飼育施設の外で飼育する場合

(廃止届)

第11条 条例第15条の規定による廃止の届出は、様式第8号による廃止届を提出してしなければならない。

(立入りをする職員の身分を示す証明書)

第12条 条例第17条第3項の身分を示す証明書は、様式第9号によるものとする。

(公示の方法)

第13条 条例第18条第1項の規定による公示は、同条第1項に定める事項及び次に掲げる事項を当該野犬等（条例第17条第1項に規定する野犬等をいう。以下同じ。）の収容を行った場所を管轄する保健所の掲示板に掲示することにより行うものとする。

- (1) 収容した野犬等の性別、毛色、体格その他の特徴
- (2) 引取りの期限及び場所

2 前項の規定は、条例第18条第4項において準用する同条第1項の規定による公示について準用する。

(犬、ねこ等の返還)

第14条 条例第18条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により野犬等又は犬、ねこ等の返還を受けようとする者は、様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

(犬、ねこ等の譲渡)

第15条 条例第19条第2項の規定による犬、ねこ等の譲渡の申出は、様式第11号による申出書を提出してしなければならない。

(野犬等の薬殺処分の方法)

第16条 条例第20条第1項の規定による野犬等の薬殺処分は、薬物入りのえさに薬物入りである旨を表示した紙片を添え、時間を限って、これを道路、空地、広場等に置くことにより行うものとする。

2 知事は、その職員に前項の薬物入りのえさの置かれた場所を巡視させ、かつ、前項の時間が経過する前に当該薬物入りのえさを回収させなければならない。

(野犬等の薬殺処分をする旨の周知の方法)

第17条 条例第20条第1項の規定による野犬等の薬殺処分をする旨の周知は、薬殺処分を実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りのえさの形状等について、次に掲げる措置をとることにより行うものとする。

- (1) 野犬等の薬殺処分を実施する区域内又はその付近に居住する狂犬病予防法（昭和25年法律247号）第4条第2項の規定により登録された犬の所有者に対し、その旨を文書で通知すること。
- (2) 野犬等の薬殺処分を実施する区域内及びその付近の公衆の見やすい場所にその旨を掲示すること。
- (3) 放送その他の方法により広報をすること。

2 前項第1号の規定による通知は野犬等の薬殺処分の開始の日の3日前までに、同項第2号の規定による掲示は当該薬殺処分の開始の日の3日前からその終了の日まで、同項第3号の規定による広報は当該薬殺処分の開始の日の3日前から開始の日までの間の適当な日に行わなければならない。

(事故発生時の届出)

第18条 条例第23条第1項の規定による事故発生時の届出は、特定動物の飼い主にあつては様式第12号の事故届を、犬の飼い主にあつては様式第13号の事故届を提出してしなければならない。

(立入調査等を行う職員の身分を示す証明書)

第19条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、様式第14号によるものとする。

(返還費用等)

第20条 条例第27条第2項の規定による返還を受けようとする者が負担すべき費用の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 保管に要した費用 1頭、1匹又は1羽1日につき300円
- (2) 返還に要する費用 1頭、1匹又は1羽につき3,000円

(特定動物の飼育許可等の通知)

第21条 知事は、飼育許可をしたとき、条例第15条の規定による特定動物の飼育の廃止の届出を受理したとき及び第10条の規定による施設外飼育届を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(鳥取県飼い犬管理条例施行規則の廃止)

2 鳥取県飼い犬管理条例施行規則(昭和47年鳥取県規則第46号)は、廃止する。

別表第1(第2条、第6条関係)

特定動物の区分	特 定 動 物	
	科 名	種 名
1 大型のさる類	(1) ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種
2 中型のさる類	(2) おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種
	(3) おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属 全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー 属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドックモンキー 属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフ モンキー属全種
	(4) てながざる科	てながざる科全種
3 いぬ、ハイエ ナ類	(5) いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨー テ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオ カミ及びアピシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドー ル属全種 リカオン属全種
	(6) ハイエナ科	ハイエナ科全種
4 くま類	(7) くま科	くま科全種
5 大型のねこ類	(8) ねこ科	ヒョウ属のうちライオン及びトラ
6 中型以下のね こ類	(9) ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャン グルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジアゴ ルデンキャット オオヤマネコ属全種 ヒョウ属のうちライ オン及びトラ以外の種 ウンピョウ属全種 チーター属全種
7 ぞう類	(10) ぞう科	ぞう科全種
8 さい類	(11) さい科	さい科全種
9 かば類	(12) かば科	かば科全種
10 きりん類	(13) きりん科	キリン属全種
11 うし類	(14) うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種
12 ひくいどり類	(15) ひくいどり科	ひくいどり科全種
13 コンドル、わ したか類	(16) コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル
	(17) たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハ ゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピン ワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンム リクマタカ ゴマバラワシ
14 かみつきがめ 類	(18) かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
15 毒とかげ類	(19) どくとかげ科	どくとかげ科全種
16 おおとかげ類	(20) おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ
17 へび類	(21) ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ

		インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
	(22) なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種
	(23) コブラ科	コブラ科全種
	(24) くさりへび科	くさりへび科全種
18 わに類	(25) アリゲーター科	アリゲーター科全種
	(26) クロコダイル科	クロコダイル科全種
	(27) ガビアル科	ガビアル科全種

## 別表第2 (第8条関係)

## 1 おり、槽、箱等を用いる飼育施設の基準

(1) 施設の形態及び構造は、次の表のとおりであって、特定動物の体力、習性等に応じ、堅固で脱出を防止できるものであること。

特定動物の区分	飼 育 施 設		
	形 態	主 要 構 造	そ の 他 の 構 造
大型のさる類	鉄おり	(丸鋼) 径 22ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下	1 おりは、土地等に固定されていること。 2 出入口の扉は二重とし、1つの扉ごとに2以上の施錠設備が設けられていること。 3 おりから1メートル以上離れたところに、幼児がくぐり抜けることのできない構造のさくが設けられていること。
	金網おり	(溶接金網) 線径 5ミリメートル以上 網目 75ミリメートル×75ミリメートル以下	
	前面ガラスのコンクリート造	強化ガラス又は合わせガラス	
中型のさる類	金網おり	(ひし形金網) 線径 4ミリメートル以上 網目 32ミリメートル以下	
	前面ガラスのコンクリート造	強化ガラス又は合わせガラス	
いぬ、ハイエナ類	鉄おり	(丸鋼) 径 13ミリメートル以上 間隔 80ミリメートル以下	
	金網おり	(溶接金網) 線径 5ミリメートル以上 網目 50ミリメートル×50ミリメートル以下	
くま類	金網付き鉄おり	(丸鋼) 径 19ミリメートル以上 間隔 50ミリメートル以下 床から1.5メートルまでの部分には、線径2.6ミリメートル以上、網目40ミリメートル以下のひし形金網が巡らされていること。	
大型のねこ類	金網付き鉄おり	(丸鋼) 径 13ミリメートル以上 間隔 120ミリメートル以下	

		床から1.5メートルまでの部分には、線径2.6ミリメートル以上、網目40ミリメートル以下のひし形金網が巡らされていること。	
	金網おり	(溶接金網) 線径 7ミリメートル以上 網目 160ミリメートル×100ミリメートル以下	
中型以下のねこ類	金網付き鉄おり	(丸鋼) 径 13ミリメートル以上 間隔 80ミリメートル以下 床から1.5メートルまでの部分には、線径2.6ミリメートル以上、網目40ミリメートル以下のひし形金網が巡らされていること。	
	金網おり	(溶接金網) 線径 6ミリメートル以上 網目 80ミリメートル×80ミリメートル以下	
コンドル、わしたか類	金網おり	(溶接金網) 線径 4ミリメートル以上 網目 150ミリメートル×50ミリメートル以下	
かみつしがめ類 毒とかげ類 へび類	ガラス槽	強化ガラス、合わせガラス又は網入板ガラス	1 槽又は箱のふたには、施錠設備が設けられていること。
	木板又は鉄板の箱	木板の厚さ 25ミリメートル以上 鉄板の厚さ 3ミリメートル以上	
おととかげ類 わに類	ガラス槽	強化ガラス、合わせガラス又は網入板ガラス	2 槽又は箱を設置する室の出入口の扉には、2以上の施錠設備が設けられていること。
	金網おり	(ひし形金網) 線径 4ミリメートル以上 網目 32ミリメートル以下	1 おりは、土地等に固定されていること。 2 出入口の扉は二重とし、1つの扉ごとに2以上の施錠設備が設けられていること。 3 おりから1メートル以上離れたところに、幼児がくぐり抜けることのできない構造のさくが設けられていること。

(2) 住居の出入口、人の多数集合する場所及び道路に面する場所に設置されていないこと（販売又は展示の目的で飼育する場合を除く。）。

(3) 特定動物の種類、数、習性等に応じ、個々の特定動物が自然な姿勢で立ち上り、横たわり、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有するものであること。

(4) おり、槽、箱等の材料の接合部は、十分な強度及び耐久性を有すること。

- (5) 特定動物が脱出するおそれのない方法で給餌並びに排水及び汚物の処理をすることができる構造であること。
  - (6) 排水口は、特定動物の脱出を防止できる構造であること。
  - (7) 特定動物を施設の外から監視できる構造であること。
- 2 さく、擁壁又は堀を用いる飼育施設（特定動物を自然に近い状態で放飼にし、観客が自動車等に乗車してこれを見学する動物園（以下「サファリ式動物園」という。）に係るものを除く。）の基準
- (1) 施設の形態及び構造は、次の表のとおりであって、特定動物の体力、習性等に応じ、堅固で脱出を防止できるものであること。

特定動物の区分	施 設		
	形 態	主 要 構 造	そ の 他 の 構 造
大型のさる類	擁壁	高さ 4メートル以上	1 擁壁の内面は、平滑ですき間がないものであること。 2 さく等を固定するための基礎は、コンクリート造であること。 3 出入口の扉は二重とし、1つの扉ごとに2以上の施錠設備が設けられていること。 4 さく等から2メートル以上（ぞう類にあっては、6メートル以上）離れたところに、幼児がくぐり抜けることのできない構造のさくが設けられていること。 5 必要に応じて通電設備、警報装置等の設備が備えられていること。
中型のさる類	堀	深さ 4メートル以上 幅 4メートル以上	
くま類	擁壁	高さ 3.5メートル以上	
	堀	深さ 3.5メートル以上 幅 4メートル以上	
大型のねこ類	金網さく	（溶接金網） 線径 7ミリメートル以上 網目 160ミリメートル×100ミリメートル以下 高さ 5メートル以上 忍び返し 500ミリメートル以上	
	擁壁	高さ 4.5メートル以上	
	堀	深さ 4.5メートル以上 幅 10メートル以上	
ぞう類	鉄さく	（円形鋼管） 外径 140ミリメートル以上 間隔 500ミリメートル以下 高さ 3メートル以上	
	擁壁	高さ 3メートル以上	
	堀	深さ 1.5メートル以上 幅 5メートル以上	
さい類 かば類 うし類	鉄さく	（円形鋼管） 外径 100ミリメートル以上 間隔 500ミリメートル以下 高さ 2メートル以上	
	擁壁	高さ 2メートル以上	
	堀	深さ 2メートル以上 幅 4メートル以上	
きりん類	金網さく	（ひし形金網） 線径 3.2ミリメートル以上 網目 50ミリメートル以下 高さ 2メートル以上	
	擁壁	高さ 4メートル以上	
	堀	深さ 1.5メートル以上 幅 4メートル以上	



ひくいどり類	金網さく	(溶接金網) 線径 3.2ミリメートル以上 網目 100ミリメートル×100ミリメートル以上 高さ 1.8メートル以上
	擁壁	高さ 1.8メートル以上
	堀	深さ 1.5メートル以上 幅 5メートル以上

- (2) 特定動物の種類、数、習性等に応じ、個々の特定動物が自然な姿勢で立ち上り、横たわり、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有するものであること。
- (3) 特定動物が脱出するおそれのない方法で給餌並びに排水及び汚物の処理をすることができる構造であること。
- (4) 特定動物を施設の外から監視できる構造であること。
- (5) さく、擁壁又は堀の付近に特定動物の脱出を容易にする樹木、工作物等がないこと。

3 サファリ式動物園における飼育施設の基準

- (1) 放飼いをする区域は、特定動物の体力、習性等に応じ、堅固で脱出を防止できる構造のさくで囲われていること。
- (2) さくは、適当な間隔を置いて二重に設けられていること。この場合において、内側のさくに代えて堀を設けることができる。
- (3) さくには、通電設備（停電後直ちに作動できる発電機の設備が設けられているものに限る。）その他の特定動物の脱出を防止するための設備が設けられていること。
- (4) さく及び堀の内側5メートル以内に特定動物の脱出を容易にする樹木、工作物等がないこと。
- (5) 出入口の扉は二重とし、1つの扉ごとに2以上の施錠設備が設けられていること。
- (6) 特定動物の行動を常時監視できる設備が設けられていること。
- (7) 非常災害時における観覧者の安全確保に必要な設備が設けられていること。

4 安全上支障がないと認める場合の特例

特定動物の大きさ、体力等並びに施設の形態及び構造を勘案して知事が安全上支障がないと認めるときは、1から3までの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

様式第1号（第3条関係）

# 特 定 動 物

種	
類	

鳥取県 許可番号 第 号

備考

- 1 縦10センチメートル、横20センチメートルとし、外枠の幅は1センチメートルとする。
- 2 地色は白、外枠の色は赤、種類欄の枠及び文字の色は黒とする。

様式第2号 (第5条関係)



備考

- 1 枠の直径は、8センチメートル以上とする。
- 2 地色は白、枠及び文字の色は赤とする。

様式第3号 (第7条関係)

特 定 動 物 飼 育 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

特定動物の飼育許可を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第11条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名

㊟

年 月 日生

(電話番号 )

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

飼 育 の 目 的						
特 定 動 物		区 分	種 類	数	性別	年齢
飼 育 施 設	所 在 地					
	規 模					
	構 造					
	数					
作 業 従 事 者		住 所	(電話番号 )			

	氏 名	年 月 日生
飼 育 開 始 予 定 年 月 日	年	月 日
捕 獲 用 器 材 の 種 類 及 び 数	種 類	数
災 害 発 生 時 に 事 故 防 止 の た め に と る べ き 措 置		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 飼育施設の平面図、立面図、構造詳細図、配置図及び付近の見取図
- 2 申請者及び作業従事者の特定動物の飼育又はその作業に関する経歴書
- 3 申請者及び作業従事者の住民票の写し（申請者が法人の場合は、登記簿の謄本）
- 4 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第1の15の項又は17の項（同項(21)を除く。）に掲げる動物を飼育する場合は、当該動物の有する毒に対し効力を有する血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類

様式第4号（第9条関係）

特 定 動 物 飼 育 変 更 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

特定動物の飼育許可を受けた事項の変更の許可を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

(電話番号

)

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名 )

許 可 番 号	第	号
変 更 予 定 年 月 日	年	月 日
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 飼育施設の所在地を変更する場合 変更後の飼育施設の配置図及び付近の見取図
- 2 飼育施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼育施設を増設する場合 変更又は増設後の飼育施設の構造詳細図及び配置図
- 3 作業従事者を変更する場合 変更後の作業従事者の住民票の写し

様式第5号 (第9条関係)

特 定 動 物 飼 育 許 可 事 項 変 更 事 前 届

職 氏 名 様

特定動物の飼育許可を受けた事項を変更したいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

㊟

(電話番号

)

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号 (第9条関係)

特 定 動 物 飼 育 許 可 事 項 変 更 届

職 氏 名 様

特定動物の飼育許可を受けた事項に変更を生じたので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所  
氏 名 ㊟  
(電話番号 )  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第7号 (第10条関係)

特 定 動 物 施 設 外 飼 育 届

職 氏 名 様

飼育施設外で特定動物を取り扱いたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
(電話番号 )  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

飼育施設の外へ出す理由					
飼育施設外で特定動物を取り扱う場所					
飼育施設の外へ出す期間	年 月 日から 年 月 日まで				
飼育施設の外へ出す特定動物	区 分	種 類	数	性別	年齢
飼育施設外で特定動物を取り扱う方法					

事故防止のためにとるべき措置	
飼育施設外で特定動物を取り扱う者	住 所 (電話番号 )
	氏 名 年 月 日生
当該特定動物の事故歴	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 飼育施設外で特定動物を取り扱う場所の見取図

様式第8号 (第11条関係)

特 定 動 物 飼 育 廃 止 届

職 氏 名 様

特定動物の飼育を廃止したので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(電話番号 )

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

許 可 年 月 日	年 月 日				
許 可 番 号	第 号				
特 定 動 物	区 分	種 類	数	性 別	年 齢
廃 止 年 月 日	年 月 日				
廃 止 の 理 由					
特定動物の処理 方法 (死亡の場合に限る。)					
特定動物の譲渡 先 (譲渡した場合に限る。)					

注1 特定動物飼育許可書 (変更許可書を含む。) を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号 (第12条関係)

(表)

第 号

立 入 員 証 明 書

所 属  
職 名  
氏 名

上記の者は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第17条第2項の規定により立入りをを行う職員であることを証する。

年 月 日

鳥取県知事

印

(裏)

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜すい)

(野犬等の収容)

第17条 知事は、飼い犬以外の犬又は第9条第1号の規定に違反して係留等をされていない犬（以下「野犬等」という。）があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第10号 (第14条関係)

犬、ねこ等返還申請書

職 氏 名 様

犬、ねこ等の返還を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第18条第2項（第18条第4項において準用する同条第2項）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

(電話番号

)

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

返還を求める 動物	種 類	
	性 別	
	毛 色	
	名 称	
	その他の特徴	
登録番号等	登 録 市 町 村 名	
	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	第 号
	狂犬病予防注射年月日	年 月 日
	狂犬病予防注射済票番号	第 号

注 1 犬の返還を求める場合には、登録番号等の欄に狂犬病予防法による登録及び予防注射について記載すること。

2 印の欄には記入しないこと。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

収容年月日	返還年月日	収容日数	返還費用の額	狂犬病予防員又は 動物愛護管理員

様式第11号 (第15条関係)

犬、ねこ等譲受申出書

職 氏 名 様

犬、ねこ等を譲り受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

㊞

(電話番号

)

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名 )

飼 育 目 的					
種 類		性 別		毛 色	



その他の特徴			
飼育者(管理責任者)	住 所		
	氏 名		電話番号
飼 育 場 所	所 在 地		
	周囲の環境		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第12号 (第18条関係)

特 定 動 物 事 故 届

職 氏 名 様

特定動物に係る事故が発生したので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(電話番号 )

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

許 可 年 月 日	年 月 日			
許 可 番 号	第 号			
事故を起こした 特定動物	区 分	種 類	年 齢	性 別
事故の発生日時	午前 年 月 日 時 分頃 午後			
事故の発生場所				
事故の発生原因 及び内容				
被 害 者	住 所	(電話番号 )		
	氏 名	年 齢 性 別		
被 害 の 概 要				

事故の発生後に とった措置	
------------------	--

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第13号 (第18条関係)

飼 い 犬 事 故 届

職 氏 名 様

飼い犬に係る事故が発生したので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

Ⓜ

(電話番号 )

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

事故を起こした犬	種 類		年 齢		性 別	
	名 称		毛 色		その他特徴	
	登 録 等	登 録：有 (市町村名 年度第 号) ・無 注射済票：有 ( 年度第 号) ・無				
事故の状況	発生日時	午 前 年 月 日 時 分頃 午 後				
	発生場所	犬の飼い主の敷地内・被害者の敷地内・公道上・公園内・遊園地内・学校等構内・その他 ( )				
	犬の状態	おり内・係留・散歩中・放飼い・その他 ( )				
	原因及び内容	過去におけるこう傷事故の有無 有 ( 年 月) ・無				
被 害 者	住 所	(電話番号 )				
	氏 名					年 齢 性 別
被害の概要						
事故の発生後にとった措置						

注1 登録等の欄には、事故を起こした犬の狂犬病予防法による登録の有無 (該当するものを で囲むこと。)、登録をした市町村名、年度及び番号並びに狂犬病予防注射済票の有無 (該当するものを で囲むこと。)、

交付年度及び番号について記載すること。

- 2 発生場所の欄及び犬の状態の欄は、該当するものを で囲むこと。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第14号 (第19条関係)

(表)

第 号
立 入 調 査 員 証 明 書
所 属 職 名 氏 名
上記の者は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第25条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証する。
年 月 日
鳥取県知事 印

(裏)

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜すい)

(立入調査等)

- 第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
  - 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は料りに処する。

(1)～(4) 略

(5) 第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(6) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第14号**

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により同項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類
- (5) あっせんを求める事項及びその理由
- (6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張
- (7) 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない旨

(あっせん員候補者名簿)

第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) あっせん員候補者の氏名、生年月日、職業、住所及び連絡先
- (2) あっせん員候補者の経歴
- (3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

2 知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

(あっせんの開始等)

第4条 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第6条第1項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第6条第1項に規定する事件をいう。以下同じ。）の事実の調査を職員に行わせることができる。
- 3 知事は、条例第4条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。
- 3 紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あっせん員に提出し、許可を受けなければならない。

(あっせん案の受諾)

第6条 あっせん員は、紛争当事者の双方が条例第7条第2項のあっせん案を受諾したときは、当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。

(あっせんの打ち切り)

第7条 あっせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あっせンを打ち切ることができる。

- (1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。
- (2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。
- (3) 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。

2 あっせん員は、条例第8条の規定によりあっせンを打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの取下げ等)

第8条 申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

2 知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 第1項の取下げがあったときは、あっせんは、取り下げられた事項について終了する。

(知事への報告)

第9条 あっせん員は、あっせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあっせンを打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(あっせん手続の非公開)

第10条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を地方労働委員会に委任する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第15号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を地方労働委員会に委任する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあっせんに関する

事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県地方労働委員会に委任する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第16号

漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規 則 名	条 項	改 正 前	改 正 後
鳥取県景観形成条例施行規則（平成5年鳥取県規則第56号）	第23条	次の各号に	次に
	第23条第5号ア	漁港法	漁港漁場整備法
鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号）	別表第1第1号コ及び第5号オ	漁港法	漁港漁場整備法
鳥取県自然環境保全条例施行細則（昭和50年鳥取県規則第3号）	別表第1第1号ウ(キ)並びに別表第2第1号エ及びオ並びに第7号キ	漁港法	漁港漁場整備法
鳥取県漁港法施行細則（昭和34年鳥取県規則第14号）	題名	鳥取県漁港法施行細則	鳥取県漁港漁場整備法施行細則
	第1条	漁港法	漁港漁場整備法
	第9号様式及び第10号様式	鳥取県漁港法施行細則	鳥取県漁港漁場整備法施行細則
	第11号様式及び第12号様式	漁港法	漁港漁場整備法
	第13号様式及び第14号様式	鳥取県漁港法施行細則	鳥取県漁港漁場整備法施行細則
	第15号様式	漁港法	漁港漁場整備法

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第17号**

鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の施行期日を定める規則

鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成14年鳥取県条例第8号）の施行期日は、平成14年4月1日とする。

